業務委託仕様書

１　委託業務名

対話でつなぐ学生等の地域共創企画運営業務

２　契約期間

契約締結の日から令和９年３月３１日（水）まで

３　契約金額の上限

金２，２００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

４　業務目的

本事業は、高校生の総合的な探究の時間等における学びを基盤に、学校だけでは得にくい地域、大学、企業、行政等との対話や実践の機会を提供するものである。

高校生が、日常生活や地域との関わりから自ら問いや関心を見いだし、得意分野や感性を生かしながら、地域の多様な主体と対話し、調査、制作、試行等の協働活動に取り組むことを目指す。

受託者は、高校生の問いや意思を尊重し、その関心に応じて地域、大学、企業、行政等との接点を設計・調整するとともに、対話から実践につながるプログラムを企画・運営する。また、活動の振り返りや成果の可視化を通じて、高校生の自己有用感や地域への関心・愛着を高め、継続的な地域参加を促すとともに、京都のまちを共につくる担い手の裾野を広げることを目的とする。

５　業務内容

⑴　プログラム全体の企画設計・管理運営

一連のプロセスの全体設計及び運営管理を行うこと。プログラムは、一過性のイベントに留めず、関係性が持続する仕組みの企画・試行を含むこと。

【プログラムの基本要件】

参加者主体：京都市内在住又は通学する高校生を想定

基本構成　：次に掲げるア、イ、ウの３つのプロセスを包含する一貫した流れで組み立てること。なお、各プロセスにおける具体的な手法やツールは、受託事業者の企画提案に委ねる。

ア　探索・発見プロセス

高校生が自らの興味や疑問、独自の視点をもとに、京都の日常にある隠れた魅力や新たな価値を発見・採集する機会を提供すること。まち歩き、オンラインによる探索、地域で活動する当事者やキーパーソンへのインタビュー、テーマ別ワークショップなどの手法を活用し、高校生の気づきや発見を促すプログラムを企画・設計すること。具体的な手法や実施方法については、参加学生のスケジュール、実施時期、安全性等を考慮し、最も効果的かつ実効性の高い内容を受託者が自ら企画提案すること。

イ　言語化・編集プロセス

高校生が、探索・発見プロセスで得た気づきや関心、得意分野等を整理し、自らの問いや地域との関わり方を明確にするとともに、地域や行政との対話・協働につながるプランとして可視化・編集するプロセスを設計すること。

具体的な手法や表現形式は、受託者が目的に応じて企画提案すること。また、他者との対話やフィードバック等を通じて、自らの強みが地域や他者の役に立つ可能性に気づき、自己有用感を育む設計とすること。また、自己有用感や地域・社会への関わりに対する意識等の変化を把握するため、プログラム実施前後のアンケート調査等の評価手法を設計し、成果報告書に含めること。

ウ　交流・協働プロセス

可視化・編集した気づきやアイデアをもとに、NPO、自治会、商店街、事業者等の地域活動主体と学生が対等な立場で出会い、対話する場を創出すること。相互の強みや独自の着眼点への理解を深め、それぞれの持ち味を生かした協働アイデアの具体化や試行につながる仕掛けを講じること。

⑵　持続的なつながりを生む仕組みの提案

プログラム終了後も、参加学生と地域のつながりが一過性で途切れないための仕組み（持続性の仕組み）について、受託事業者のアイデアに基づき提案すること。

⑶　学生等の募集・広報業務

- 本市と連携し、市内学校（高等学校、大学等）へアプローチ、調整を図ること。なお、学校等へのアプローチにあたっては、本市からの公式依頼文書の発出等、円滑な調整に向けた必要なサポートを行う。
- SNS、チラシ配架等、ターゲットとなる若い世代へ確実に届く効果的な情報発信及び動員計画を立案し、実行すること。
- 学生等の学事日程（試験期間等）を考慮しつつ円滑に参加し、モチベーションを維持できるよう、エントリー段階からの丁寧なフォロー体制を整えること。

⑷　連携主体のコーディネート業務

学生との対話や協働に適した、地域活性化・まちづくり活動を担う多様な活動主体（NPO、自治会、商店街、事業者等）について、事前に本市と協議・調整を図ったうえで、各主体に対する本事業の趣旨への理解促進を図るとともに、交流や共創に向けた事前の条件調整、合意形成及び当日のコーディネートを行うこと。

⑸　事業効果の検証及び成果報告

- 本事業の実施結果、参加学生等及び連携主体の評価、事業効果の検証、並びに次年度以降の持続的な展開に向けた課題及び提言等をまとめた業務完了報告書（A4 サイズ、電子データ形式）をとりまとめ、本市へ提出すること。

・　効果検証にあたっては、単なる活動実績（実施回数、参加人数等）の報告にとどまらず、「参加した学生等の意識や行動がどのように変容したか（事前・事後アンケートやインタビュー等による定性的・定量的変化）」、「地域主体側における若者との協働意欲の向上」など、もたらされた効果や変容の観点から検証を行うこと。

６　協議

⑴　本業務の遂行に当たっては、本市と十分な打合せを行い、業務の進行状況の報告を行うこと（ただし、本市が不要と判断した場合にはこの限りではない）。

⑵　上記の打合せのみならず、業務の実施状況等に応じて、適宜打合せの機会を設け、円滑な事業遂行に向けて密な情報連携に努めること。

⑶　本市等との打合せについては、京都市役所内で行う場合を除き、オンライン等適切な手法及び場所を確保すること。

７　その他留意事項

⑴　受託事業者は、本業務の履行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、本業務の責任者を配置し、適正な人員を配置して正確に行うこと。

⑵　募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託事業者と本市が協議のうえ、決定することとする。

⑶　本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進ちょく状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

⑷　本業務の履行に当たり、別紙１「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に 定める内容を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、契約後速やかに別紙２「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出するとともに、本市の求めに応じて立入調査に対応又は別紙３「個人情報取扱事務の委託先への検査チェックシート」 を提出すること。

⑸　本業務で履行した内容の著作権、版権等の一切の権利は、全て京都市に帰属する。京都市は、冊子及びパンフレットの増刷、インターネット発信に関する二次使用権を有する。

⑹　本業務で履行した内容に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

⑺　受託者は、本業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らすことや、自己の利益その他の目的のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

⑻　本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、事前に本市に対し書面により申請し、承認を得る こと。

⑼　受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。

⑽　未成年者（高校生等）が参加することに配慮し、実施時間帯を考慮したプログラム設定、安全管理及び事故防止対策の徹底など、十分な安全管理体制を構築のうえ履行すること。